京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領

令和７年３月

京都市建設局
土木管理部道路明示課

京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、京都市公有財産規則第５３条の規定に基づき、境界の明示及び証明に関する事務について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　里道及び水路等

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第８７号）に基づき国から譲与を受けた、道路法（昭和２７年法律第１８０号）、河川法（昭和３９年法律第１６７号）、下水道法（昭和３３年法律第７９号）等の公共物の管理に関する特別法が適用されない市有土地で、京都市里道管理条例（平成１６年１０月２０日京都市条例第１６号）第２条に規定する里道及び京都市水路等管理条例（平成１６年１０月２０日京都市条例第１７号）が適用される水路等をいう。

⑵　隣接所有者

境界明示を行おうとする里道及び水路等に隣接する土地（以下「隣接地」という。）の所有者をいう。

申請者も里道及び水路等との関係では隣接所有者の一人である。

⑶　境界明示

里道及び水路等とその隣接地との境界について、京都市長（以下「市長」という。）と隣接所有者が協議して定め、書面をもって明らかにすることをいう。

⑷　申請者

隣接所有者のうち、境界明示申請を行おうとする者をいう。

⑸　申請地

境界明示を行おうとする隣接地のうち、申請者が所有している土地をいう。

⑹　立会い・協議

境界明示のために市長と隣接所有者が現地にて立会い及び協議することをいう。

⑺　公図等

不動産登記法第１４条第１項に規定する地図又はそれに準じるものとして法務局に備え付けられている図面をいう。

（申請）

第３条　市長は、次の各号に定める者から申請があった場合、境界明示のための協議に応じるものとする。

⑴　隣接所有者又は隣接所有者が委任した者

⑵　国又は地方公共団体及びそれらが組織に加わっている事務組合

⑶　市長が特に必要があると認めた者

（境界明示の申請）

第４条　申請者は、市長に対し土地境界明示申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）と次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

⑴ 申請者が登記上の所有者の承継人であるときは、当該承継を証する書類

⑵ 付近見取図

⑶ 実測平面図

縮尺は原則として２５０分の１とし、山間部等で特に市長が認める場合、５００分の１とする。

⑷ 公図等の写し（申請前３箇月以内に転写されたもの。複数枚に及ぶ場合は合成公図も添付すること。また、申請箇所に朱線を入れること。）

⑸ 地籍調書（第３号様式）

⑹ 登記事項証明書（土地）（全部事項証明書（土地）・申請前３箇月以内に発行されたもの）

⑺ 申請に添付する登記事項証明書、公図等については、一般財団法人民事法務協会がインターネットで提供する「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可とする。

⑻ その他市長が必要と認めた書類

（申請書の受付）

第５条　市長は、前条に規定する書類の提出があった場合、当該書類の審査を行い、適当と認めるときはこれを受け付け、受付簿に必要な事項を記載する。

（境界明示の箇所）

第６条　市長は、境界明示を行う場合には、申請地及び隣接地との土地境界について行うものとする。ただし、特段の事情が認められる場合はこの限りでない。

２　市長は、申請に係る土地が、京都地方法務局により実施された登記所備付地図作成作業、又は国土調査法第１０条に基づく地籍調査事業により作成された地図の区域にある場合は、境界明示を行わない。ただし、協議等の結果から、境界明示の必要性があると認められる場合はこの限りでない。

（境界明示のための調査）

第７条　市長は、境界明示のための協議を行う場合、あらかじめ、里道及び水路等の位置、形状、幅員等について次項に定める資料及び現地の状況を調査し、当該協議に臨む方針を定める。

２　前項の調査は、次に掲げる書類により行う。必要があるときは、参考人（地元古老等）の意見を聴取することができる。

⑴　公図等

⑵　官有地籍図

⑶　区画整理図

⑷　付近の境界確定図、道路区域決定図

⑸　その他参考資料

（立会い・協議等）

第８条　市長は、境界明示を行う場合、立会い・協議を原則とする。ただし、申請者が市長の指示した境界明示方針に基づき、隣接所有者から内諾を得られた場合には、立会いを省略することができる。

２　市長は、申請者を通じて事前に前項本文の規定による立会い・協議の日時及び場所を隣接所有者に連絡し、必要に応じて、立会依頼文(第５号様式)を送付する。

３　市長は、第１項本文の規定による立会い・協議を行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該里道及び水路等の機能管理者及び参考人(地元古老等)に立会いを求めることができる。

４　隣接所有者が都合により立会いできず、代理人が立ち会う場合、市長は立会依頼文等により土地所有者と代理人との関係を必ず確認するものとする。

（境界標の設置）

第９条　市長は、第８条による立会い・協議が成立した場合、原則として境界明示区間の起点、終点及び必要な箇所に境界標を設置する。

なお、市長が特に認めた場合は、申請者が境界標を設置することができる。

２　前項の規定による境界標は、別に定めるプレート標又はコンクリート杭とするが、これによることが不適当又は不可能な場合、及び立会い・協議の際に暫定的に位置を表示する必要がある場合は、鋲又はその他適当な方法により境界点を標示することができる。

（境界明示図の提出）

第１０条　申請者は、第８条による立会い・協議が成立した場合、次の各号に掲げる事項を表示した境界明示図を作成し、速やかに提出しなければならない。

⑴　境界(朱色実線で表示したもの)
⑵　境界点の位置
⑶　境界点間の距離及び境界点と引照点間の距離
⑷　横断面図(市長が指示した箇所に係るもの)
⑸　町名、地番
⑹　座標値一覧表及び詳細図
⑺　その他詳細については、別に定めるものとする(京都市里道及び水路等境界明示図作成要領参照)

（現地検査及び同意書）

第１１条　市長は、申請者から境界明示図の提出があった際には、原則として次号に関して現地検査を行う。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

⑴　起点、終点及び必要な測点間の距離
⑵　境界明示図と現地との整合
⑶　任意の測点における里道及び水路等の幅員
⑷　その他特に市長が必要と認める事項

２　申請者は、市長の図面審査を受けた後でなければ同意書（第６号様式）等を取得してはならない。

⑴　同意書の取得方法は、図面同意とする。
⑵　同意書の取得は、申請者又はその代理人が行う。
⑶　決定予定図面、申請者及び隣接土地所有者交付図面、電子データ（ＣＤ－ＲにＰＤＦで日本工業規格Ａ２サイズ保存）を市長に提出しなければならない。

３　申請者は、同意書提出時に、市長に対し、印鑑証明書（法人の場合は資格証明書及び印鑑証明書、ただし、同意日前３箇月以内に発行されたもの）を提出しなければならない。

（境界明示図の決定及び交付）

第１２条　市長は、次の各号に掲げる書類が提出された場合、速やかに境界明示図を決定するものとする。
⑴　同意書及び必要資料
⑵　交付希望者一覧表

２　市長は決定後、同意された隣接所有者のうち、交付希望者一覧表（第７号様式）に記載された希望者に境界明示図を発行する（第８号様式、第９号様式）。

（協議の不成立）

第１３条　市長は、申請者から土地境界明示申請書取下げ依頼書（第１０号様式）が提出された場合、立会い・協議を取り止めることができる。

２　市長は、第８条による立会い・協議が受付日から１年を経過しても成立しない場合で、かつ申請者から前項の取下げ依頼書が提出されない場合、取下げについての通知文(第１１号様式)を送付し、取下げがあったものとみなし、取下げの決定を行うものとする。ただし、市長が申請を継続する必要があると判断する場合は、この限りでない。

（再明示）

第１４条　市長は、第３条の規定にかかわらず既に境界明示が行われた箇所においては、再明示のための協議に応じないこととする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
⑴　境界を変更すべき合理的な事情があると認められるとき。
⑵　境界の復元が現地において著しく困難であるとき。

（土地境界明示台帳への記載）

第１５条　市長は、境界明示に係る事務を完了したときは、土地境界明示台帳（第１２号様式）に必要な事項を記載する。

（土地境界証明書の交付）

第１６条　市長は、次の各号に定める者から土地境界証明申請書(第１３号様式）の提出があった場合、これを受け付けて記載事項を審査のうえ遅滞なく証明書を交付しなければならない。
⑴　隣接所有者又は隣接所有者が委任した者
⑵　公的機関等
⑶　その他、市長が特に必要があると認めた者

２　前項の申請を行おうとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請に添付する登記事項証明書（土地）、公図等については、一般財団法人民事法

務協会がインターネットで提供する「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可とする。

⑴　土地境界証明申請書

⑵　本人確認できる公的機関の発行した書類

⑶　公図等の写し（申請前３箇月以内に転写されたもの。複数枚に及ぶ場合は合成公図も添付すること。）

⑷　登記事項証明書（土地）（申請前３箇月以内のもの）

⑸　代理人による申請の場合は、委任状（第１４号様式）

３　市長は、土地境界証明書の交付に係る事務を完了したときは、土地境界証明書交付申請受付簿（第１５号様式）に必要な事項を記載する。

（道路法による道路の区域内及び準用河川区域内に存する国有財産及び府有財産の特例）

第１７条　道路法第３条第２号に規定する一般国道（同法第１３条第１項に規定する指定区間内のものを除く。）内に存する国土交通省所管国有財産及び道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）に規定する公団等が管理する道路法第３条第１号に規定する高速自動車国道内に存する国土交通省所管国有財産の境界明示及び土地境界証明書の交付の事務については、京都府の事務処理の特例に関する条例（以下「府条例」という。）第２条別表３（２）イ及びウの規定により、本要領を適用し、市長が行う。

２　河川法第１００条第１項に規定する河川内に存する国土交通省所管国有財産の境界明示及び土地境界証明書の交付の事務については、府条例第２条別表３（２）エの規定により、本要領を適用し、市長が行う。

３　道路法第３条第２号に規定する一般国道（同法第１３条第１項に規定する指定区間内のものを除く。）及び同法第３条第３号に規定する府道内に存する京都府有財産の境界明示及び土地境界証明書の交付の事務については、府条例第２条別表４１（２）の規定により、本要領を適用し、市長が行う。

４　前３項に規定する事務を行う場合にあっては、第２条第１号を除く本要領の全条文において、「里道又は水路等」とあるのは、第１項及び第２項については「国土交通省所管国有財産」、第３項については「京都府有財産」と、それぞれ読み替える。

附則

１　この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

２　平成１７年３月３１日に譲与を受けずに財務省所管の国有財産となったものにあっては、近畿財務局京都財務事務所長通知（平成１７年２月２１日付け京財管第６４５号）により、第１２条に規定する境界証明書の交付は本要領を適用し、資料の保管者として市長が代行して行う。

附則

１　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成１７年３月３１日に譲与を受けずに財務省所管の国有財産となったものにあっては、近畿財務局京都財務事務所長通知（平成１７年２月２１日付け京財管第６４５号）により、第１６条に規定する土地境界証明書の交付は本要領を適用し、資料の保管者として市長が代行して行う。

附則

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、令和５年１２月２５日から施行する。

第１号様式（表）（公有財産規則第１３条関係第２号様式）

機械で読み取るため、記入欄の大きさを変えないでください。
枠内に収まらない場合は、複数枚に分けて申請してください。

土　地　境　界　明　示　申　請　書

（宛先）京　都　市　長

京都市建設局土木管理部 道路明示課　記入欄	
受　付　日	
収受 No.	
区 番 号	

申請方法（〇で囲む）	電子・郵送・窓口

※太枠内を記入してください。押印は不要です。

京都市公有財産規則第１３条第１項及び第２項の規定により次の土地の境界明示を申請します。

申請者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
		電話　　－　　－

委任に関する承諾
（代理人に委任して申請を行う場合、申請者は「道路区域明示･土地境界明示の手引き」記載の委任内容を確認し、以下↓の太枠内に 〇印 を記入してください。）

	私は、次の者を代理人と定めて、土地境界の明示に関する権限を委任します。

代理人	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
		メールアドレス：　　@
		電　　話：　　－　　－

申　請　箇　所		
京都市		（　　）側
区	町　　番地	

路線名 ※	付近明示の番号 ※

※：京都市道路明示課窓口又は「京都道路情報等提供システム」（京都市ＨＰ）にて確認してください。

添付書類（注意事項は裏面を参照）

添付書類	必要部数
付近見取図	２（電子申請は１）
公図等の写し	２（電子申請は１）
実測平面図	1
地籍調書	1
登記事項証明書（土地）	1
その他市長が必要と認める書面	（必要に応じて提出）

申請についての概要は、以下を参考にしてください。詳細は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」※１及び「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」※２（京都市情報館建設局土木管理部道路明示課ホームページ）を参照してください。

※１　※２

１　土地境界明示について

土地境界明示とは、市有地等と隣接する土地との境界について明らかにすることをいいます。

「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」第１７条の規定により、国有財産又は京都府有財産の境界明示も申請可能です。

２　申請の有効期限について

受付日から１年を経過しても同意等が成立しない場合は、申請者から取下げがあったものとみなします。土地境界明示等の必要がある場合は改めて申請書を提出してください。

３　申請書の作成について

(1)　代理人に委任して申請を行う場合は、「委任に関する承諾」欄の□（**太枠**）内に〇印を記入してください。

(2)　申請地が以下に該当する場合は、次表に基づいて関係書類を作成してください。

状　況	申請時の対応
申請地が相続で登記未了の場合	相続関係図及びこれを証明する書類を添付する。
申請地が共有の場合	共有者全員の連名で申請する。
申請地が共有者多数で申請者欄に記入しきれない場合	様式１をコピーし複数枚に分けて記入する。 注）様式１の記入欄の大きさは、変えないでください。
申請者の現住所が登記上の住所と異なる場合	住所変更の変遷を証明する書類を添付する。

４　添付書類について

添付書類	注意事項
付近見取図	申請地の位置（申請範囲）及び周辺の関係地が特定できるもの。
実測平面図	縮尺２５０分の１程度
公図等の写し　※	申請書提出前３箇月以内に発行されたもの。 複数枚となる場合は、合成公図も添付する。 申請箇所に朱線を入れる。
地籍調書	登記事項証明書に基づき本市所定の様式に記入する。（第３号様式）
登記事項証明書（土地）　※	申請前３箇月以内に発行された全部事項証明書（土地） 申請地、隣接地、それらの向側土地及び里道・水路等内の有地番の土地も添付する。
その他市長が必要と認める書面	必要に応じて本市担当者から参考書類の提出をお願いする場合があります。 例：　地積測量図　※　等

※ 原本の写し又はインターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可

５　注意事項

(1)　郵送による申請について

・　送付方法は、履歴の確認ができるものを御利用ください。

・　提出された申請書類に間違い等があり、修正のために返却が必要な場合は、京都市道路明示課窓口まで受け取りに来てください（当課からは、郵送による申請書類の返却は行いません。）。

(2)　申請地に所有権の移転があった場合、速やかに本市担当者に連絡し、「道路区域明示・土地境界明示の手引き」記載の土地所有者変更の手続を行ってください。

(3)　申請者又は代理人が実施する項目は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」及び「京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領」を御確認ください（申請者が代理人に委任した場合、その**委任内容が分かる書類の提出をお願いする場合**や**申請者へ委任内容を確認する場合**があります。）。

(4)　同意書の取得方法は図面同意とします。同意書は**実印で押印**し、**印鑑証明書（法人は資格証明書及び印鑑証明書）を添付**してください。申請地以外の土地所有者の場合及び外国人又は海外在住者で印鑑をお持ちでない場合等については「道路区域明示・土地境界明示の手引き」を御確認ください。

本申請に関するお問合せ先
京都市建設局土木管理部道路明示課　　TEL075-222-3538

廃止

第２号様式

委　任　状

（あて先）　京　都　市　長	令和　　年　　月　　日
委任者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	委任者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名） 実印

私は，次の者を代理人と定めて，下記の権限を委任します。

代　理　人　の　住　所	代理人の氏名及び連絡先
	（電話　　－　　－　　）

記

委任事項　道路区域・土地境界に関する次のこと。

1　明示申請書の提出に関すること。
2　上記申請に伴う現地協議に立会をして境界の確認をすること。
3　上記申請に関する隣接所有者の同意書の取りまとめに関すること。
4　明示図の受領に関すること。
5　申請書の取下げ依頼書の提出に関すること。
6　明示図の隣接所有者等への配布に関すること。

第３号様式

地　籍　調　書							作成年月日	年　月　日			
							作成者氏名				
申請地	京都市　区						町　番　側				
※立会日時	年　月　日（　曜日）　午前・午後　時　分										
土地の表示				所有者			連絡先	※	※	※	
町名	地番	地目	面積（㎡）	郵便番号	住所	氏名	（電話等）	登記簿記事	連絡	出欠	

1　※印以外は全部記入してください。
2　所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、その下欄に現住所も記入してください。
3　共有名義の場合は、権利の持ち分を氏名欄に記入してください。

第４号様式

年度　　里道及び水路等土地境界明示申請受付簿　　(NO.　　)

連番号	区番号	受付年月日	申請者氏名	代理人氏名	明示場所	決定年月日 決定番号	備考
				廃止			

廃止

第5号様式　　年　月　日

様

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局土木管理部道路明示課
担当者：明示第○担当　○○
電話：（075）222－3538

里道及び水路等境界明示立会いのお願い

日頃は、本市市政に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

当課では、本市が所有する里道及び水路等（以下「市有財産」という。）について、市有財産に隣接する土地所有者等の申請に基づき、境界明示を行っております。

この度、下記の申請により、貴殿の所有地と市有財産との境界確認が必要となりました。

つきましては、御多用中、誠に恐れ入りますが、現地で立会いをしていただきたくお願い申し上げます。

なお、境界確認につきましては、原則として、申請地の両隣及びそのお向かいの土地を所有している方々に立会いをお願いしております。

記

日時	：
立会場所	：　（　側）
申請地	：
申請者	：
代理人	：

1　当日は、本書を御持参ください。印鑑は不要です。
　立会いで協議が整えば、後日、市有財産の境界についてそれぞれの明示図を御確認のうえ、同意書に署名・押印をいただいたうえで明示図と割印し、提出していただくことになります。

2　雨天でも立会いは行いますが、大雨・積雪等やむを得ず中止する場合は、当課又は申請者（代理人を含む。）から連絡させていただきます。

3　当日欠席された場合は、後日、再立会いの日時又は当日の協議の内容を、当課又は申請者（代理人を含む。）からお知らせします。

4　御不明な点等がございましたら、当課担当者まで御連絡ください。

第６号様式

同　意　書

（あて先）　京都市長

私所有の以下の土地と市有土地との境界について、添付図面の朱線のとおり異議なく同意します。

土地の所在	現住所（または所在地） 氏　名（または法人名）※1　※3 ㊞	立会（確認）年月日 同　意　年　月　日	土地所有者との関係	連絡先（電話番号）
（町名）（地番）		令和　年　月　日		
	㊞	令和　年　月　日		
		令和　年　月　日		
	㊞	令和　年　月　日		
		令和　年　月　日		
	㊞	令和　年　月　日		
		令和　年　月　日		
	㊞	令和　年　月　日		
		令和　年　月　日		
	㊞	令和　年　月　日		

※2

記入上の注意

※１　氏名欄には**署名**をお願いします。

※２　同意書と添付図面には**割印**をお願いします。（図面が複数の場合、全て割印をお願いします。）

※３　**申請者及び法人は実印**の押印をお願いします。
（個人：印鑑登録証明書、法人：印鑑証明書・資格証明書の添付をお願いします。）
その他の土地所有者の方で、**署名された場合は、認印（朱肉）**でも問題ありません。

※４　代理人による立会（確認）の場合、土地所有者の同意とは別枠に同意年月日以外の各項目を記入いただき、押印（認印）をお願いします。

第７号様式

申請地			
申請者		代理人	

土地境界明示図
交付希望者一覧表

No.	土地の所在	所有者		備考
		住所	氏名	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

申請者交付用「土地境界明示図」１部と、上記の交付希望者への交付用「土地境界明示図」を受領いたしました。

年　　月　　日

受領者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式

年　　月　　日

様

京 都 市 長

（担当：建設局土木管理部道路明示課
電話：（０７５）２２２－３５３８）

（公印省略）

土地境界明示について（通知）

年　　月　　日付けで申請のありました上記のことについて、土地境界明示図（決定番号　　）のとおり決定しましたので通知します。

なお、下記事項を必ず守ってください。

記

１　境界杭を移動させないこと。

２　境界線に沿って工作物を設置する場合は、境界杭の保全に十分注意すること。

３　道路管理者の承認を受けないで、道路の現状を変更しないこと。

（参考）　本市に無断で境界杭を移動させる等の行為を行った者は、刑法第２６２条の２（境界毀損）によって処罰されることがあります。

第９号様式

年　　月　　日

関　係　各　位

京　　都　　市　　長
建設局土木管理部道路明示課
担 当 者 ： 明 示 第 ○ 担 当
電　話 ： （ 075 ） 222-3538

土地境界明示の完了及び図面のお渡しについて

日頃は、本市市政に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

先日同意をいただきました、＿＿＿＿＿＿＿＿様からの申請による土地境界明示が完了しましたので、土地境界明示図を１部お渡しします。

この明示図は、今回の明示に際し、同意書に御署名、御捺印を頂いた、隣接する土地の所有者にお渡ししています。

なお、今後この土地境界明示図につきましては、市有財産又は国有財産に隣接する土地の所有者以外には交付できませんので、あらかじめ御承知おきください。

第１０号様式

土 地 境 界 明 示 申 請 書 取 下 げ 依 頼 書

(あて先)京都市長	年　　月　　日
申請者又は代理人の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	申請者又は代理人の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)

年　　月　　日に受付された土地境界明示申請書については、下記の理由により取り下げます。

記

1　申請地

京都市

2　取下げ理由

3　申請書の返却

希望する　・　希望しない

第１１号様式

建土明第　　号
令和　年　月　日

様

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町　４８８番地
京都市建設局土木管理部道路明示課
担当者：
電　話：(075)222-3538

土地境界明示申請の取下げについて

日頃は、本市市政に、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領第１３条の規定に基づき下記の土地境界明示申請を取り下げることといたしましたので、必要がある場合は、改めて申請書を御提出いただきますようお願いします。

なお、この件に関し、特段の理由があり継続を希望される場合又は申請書の返却を希望される場合は、　　年　月　日までに当課担当者にお申し出ください。

記

受付年月日　：　　年　月　日
申請地　：
申請人（土地所有者）　：
代理人　：
根拠とする基準　：京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領
第13条第2項
協議又は返却申出の期限：　　年　月　日

1. 改めて明示申請をされる場合は、必要書類を添えて提出してください。
2. 期限までに申請書返却の申出がない場合は、原本を処分する場合がありますのであらかじめ御了承ください。
3. 御不明な点等がございましたら、当課担当者まで御連絡ください。

第１２号様式

土地境界明示台帳

年度

決定番号	決定年月日	受付年月日 受付番号	明示場所	申請者氏名	代理人氏名	区域明示図 決定番号	担当	府条例 該当あり
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

第１３号様式（公有財産規則第１５条関係第４号様式）

受　付　日
受付番号

土　地　境　界　証　明　申　請　書

※太枠の中を御記入ください。

（宛先）京　都　市　長	年　　月　　日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） （電話　　－　　－　　）
代理人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	代理人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） （電話　　－　　－　　）

京都市公有財産規則第１５条の規定により次の土地の境界の証明を申請します。

申請箇所	区　　町　　番			必要部数	証　明	
明示年月日	年　月　日	決定番号		部	枚	合　計　枚
明示年月日	年　月　日	決定番号		部	枚	
明示年月日	年　月　日	決定番号		部	枚	

金　額	円

【添付書類について】

添付書類		注意事項	申請者 本人申請	申請者 代理人申請
共通	登記事項証明書（土地）　**※1**	申請前３箇月以内に発行された全部事項証明書（土地）	●	●
共通	公図等の写し　**※1**	申請箇所に朱線を入れる。 複数枚となる場合は、合成公図も添付 申請書提出前３箇月以内に発行されたもの	●	●
申請者に応じた必要書類	土地所有者本人と確認できるもの（窓口で確認して返却）	土地所有者**本人が来庁し**申請する場合 公的機関の発行した書面 （マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）	●	－
申請者に応じた必要書類	委任状（第１４号様式）	代理人が申請する場合	－	●
申請者に応じた必要書類	土地所有者の印鑑証明書　**※2**	土地所有者が「**個人（法人以外）**」の場合 申請書提出前３箇月以内に発行されたもの	－	●
申請者に応じた必要書類	土地所有者の印鑑証明書と資格証明書（代表者事項証明書）**※2**	土地所有者が「**法人**」の場合 申請書提出前３箇月以内に発行されたもの	●	●

※1　原本還付が可能ですので、希望される場合は、書類の原本と写しを合わせて提出してください。
インターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可。

※2　原本還付が可能ですので、希望される場合は、書類の原本と写しを合わせて提出してください。

【補足事項】

・京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領第１７条及び同要領附則の規定により、国土交通省所管財産、京都府有財産及び財務省所管財産の境界証明についても申請できます。

土地境界証明書を確かに受領しました。
年　　月　　日　　氏　名

第１４号様式

委　任　状

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

私所有の下記土地に係る土地境界証明申請書を提出し、土地境界証明書を受領する一切の権限

年　　月　　日

住所

氏名　　印

記

土地の表示	京都市	区	町	番
	京都市	区	町	番
	京都市	区	町	番
	京都市	区	町	番

（注）１　委任者は住所及び氏名を記入のうえ実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。

また、登記事項証明書記載の住所又は氏名が、印鑑証明書記載の住所又は氏名と異なる場合には、別途本人であることを確認できる公的機関が発行した書類を添付すること。

２　委任者が法人の場合は、法人登記簿に記載されている主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入のうえ、資格証明書（代表者事項証明書）及び印鑑証明書を添付し、実印を押印すること。

第１５号様式

年度

土地境界証明書交付申請受付簿

受付番号	申請年月日	申請箇所（路線名等）	申請者氏名	申請枚数	金額	受領年月日	受付 発行	備考
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						
		区						